

八峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

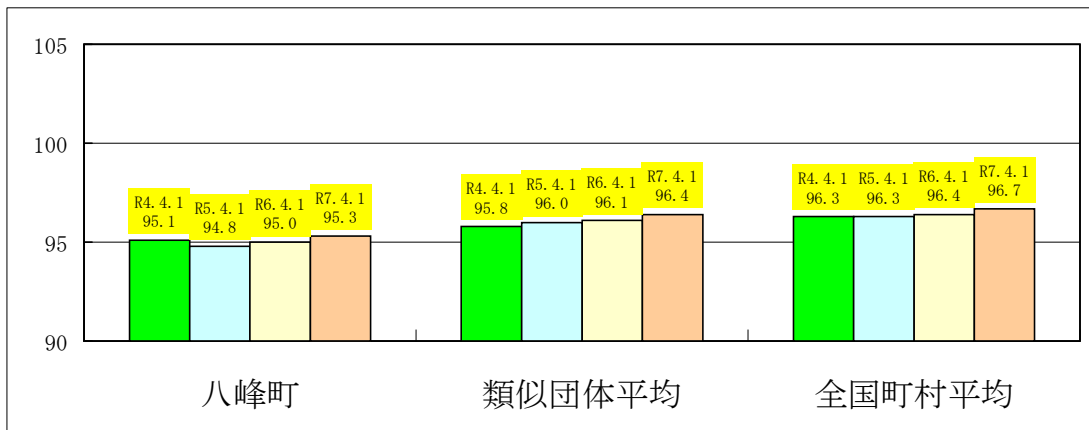
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	6,086	7,093,375	527,123	1,278,268	18.0	16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	98	377,588	53,462	157,050	588,100	6,001	5,865

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	秋田県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 380,247	円 368,922	11,325円 (3.07%)	% 3.07	% 3.07	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	秋田県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.63	月 4.60	月 0.03	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八峰町	43.5 歳	322,800 円	368,002 円	347,418 円
秋田県	42.8 歳	333,500 円	396,700 円	357,900 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

②技能労務職 … 該当者なし

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
八峰町	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
うち調理員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
うちその他職員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
秋田県	54.3 歳	209 人	317,800 円	356,000 円	326,700 円	-	- 歳	- 円	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	52.1 歳	2 人	292,798 円	321,070 円	309,188 円	-	- 歳	- 円	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八峰町	-	-	-
うち用務員	※ 円	※ 円	※
うち調理員	※ 円	2,750,400 円	※
うちその他職員	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3ヶ年加重平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 ※個人が特定される事項については掲載しない(対象職員が2人以下等の事項)。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		八峰町	秋田県	国
一般行政職	大 学 卒	221,562 円	227,201 円	220,000 円
	高 校 卒	189,334 円	195,880 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	187,018 円	193,866 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	288,232 円	315,222 円	372,224 円	388,942 円
	高 校 卒	250,365 円	293,166 円	333,652 円	373,281 円

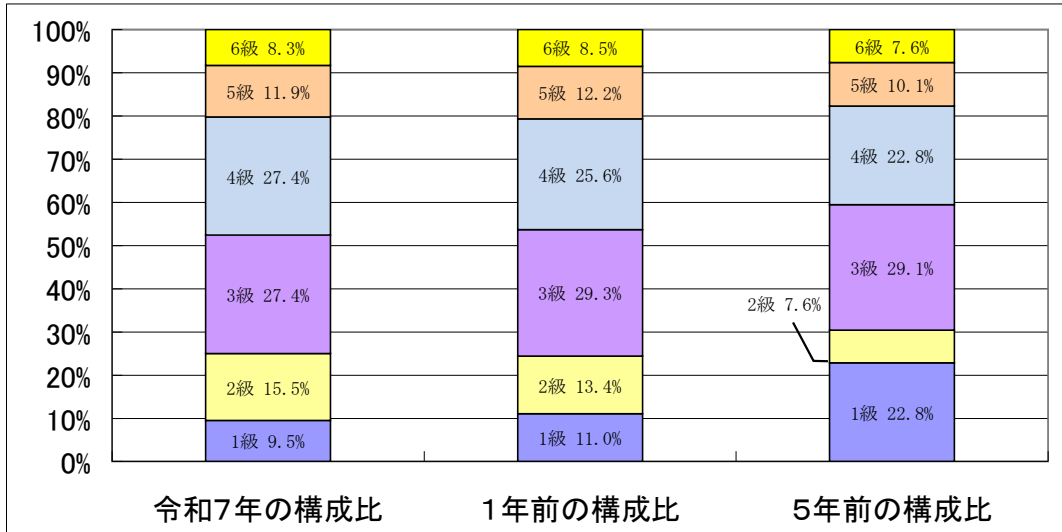
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	7 人	8.3 %	369,716 円	430,394 円
5 級	課長	10 人	11.9 %	335,244 円	412,251 円
4 級	課長補佐、係長	23 人	27.4 %	312,262 円	399,652 円
3 級	係長、主査、主任	23 人	27.4 %	278,496 円	367,095 円
2 級	主任	13 人	15.5 %	243,923 円	319,318 円
1 級	主事	8 人	9.5 %	197,356 円	270,432 円

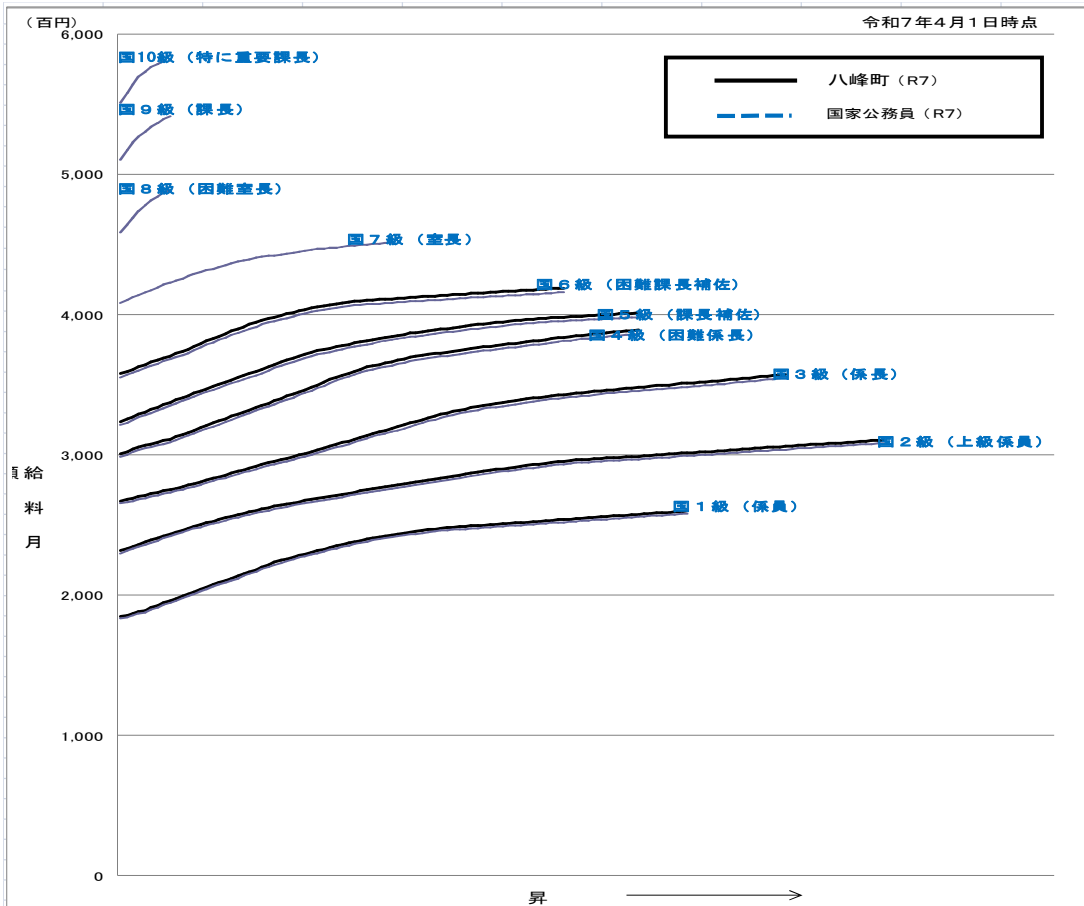
(注) 1 八峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八峰町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 峰 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,660 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,794 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
<small>(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)</small>		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(八峰町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

八 峰 町				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
調整率	83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)			調整率	83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算) (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			
1人当たり平均支給額				-			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 ……支給なし

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
該当なし	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		39 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		2,100 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		5.4 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税事務手当	町税事務従事職員	町税の徴収、滞納整理	月額1,500円 滞納処分業務1件につき300円加算
防疫等作業手当	防疫等作業従事職員	感染症防疫処理	日額300円
特殊自動車運転手当	特殊自動車運転作業従事職員	災害時における特殊自動車運転	実働作業時間 6時間未満500円 超過時間1時間につき100円加算
有害物取扱手当	有害物取扱作業従事職員	塩素を使用する浄水業務	月額3,000円
行旅死体処理手当	行旅死体処理作業従事職員	行旅死体処理業務	日額1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	17,255 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	188 千円
支給実績(令和5年度決算)	19,867 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	272 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		7,332 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		66,655 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)	
八峰町(四級地)	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800 円	
	世帯主である職員(扶養親族無)	11,400 円	
	その他の職員	8,200 円	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		-	

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との差異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 *満16歳年度当初から満22歳年度末までの子がいる場合、1人につき5,000円を加算 ・上記以外の扶養親族 6,500円	同	-	11,788 千円	222,429 円
住居手当	貸家支給限度額 27,000円 *月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に家賃額に応じて支給	同	-	2,445 千円	349,385 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用…支給限度額 150,000円 ・自動車等利用…支給限度額 38,100円	同	-	6,097 千円	67,004 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・総務課長、会計管理者、議事事務局長…月額40,000円 ・課長、次長、局長、所長、室長…月額36,000円 ・園長、副課長…月額30,000円	異	区分及び支給額	8,635 千円	411,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要により、週休美等に勤務した場合に支給 …1回の勤務につき8,000円 勤務時間が6時間を越えるときは150/100加算 勤務時間が2時間に満たないときは50/100の額	同	-	116 千円	19,333 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 …勤務1回につき4,400円	同	-	16 千円	4,400 円
単身赴任手当	異動により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に支給 …月額30,000円ただし、住居間の距離により加算あり	異	通勤距離	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額		等	
給 料 報 酬	市区町村長	750,000 円 ()	円	(参考)類似団体における最高/最低額 843,000 円/ 506,100 円	
	副 町 長	558,000 円 ()	円	700,000 円/ 434,200 円	
	議 長	276,000 円 ()	円	337,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	242,000 円 ()	円	280,000 円/ 182,000 円	
	議 員	233,000 円 ()	円	258,000 円/ 165,000 円	
	期末手当	市区町村長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.325	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.375	月分		
退職手当	市区町村長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×47/100×勤続月数	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×28/100×勤続月数	16,920千円 7,450千円	任期満了時 任期満了時	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

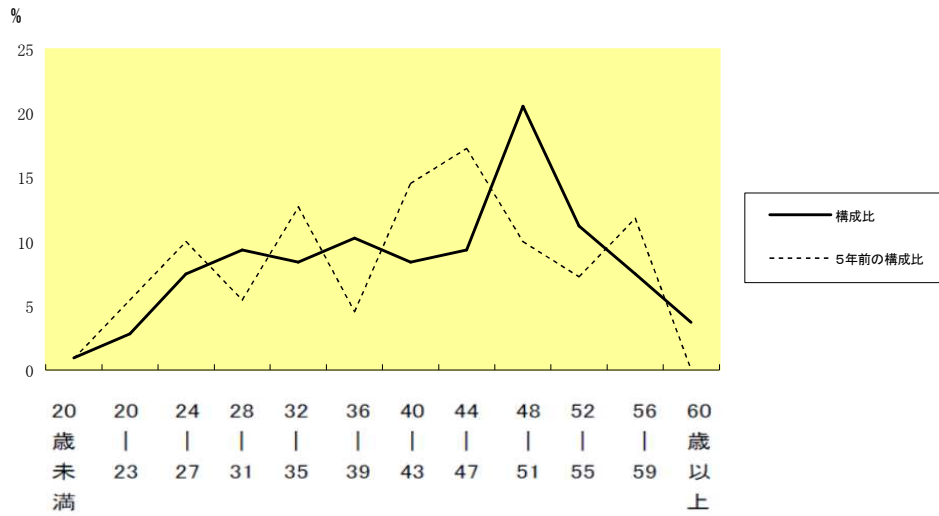
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	
	総務企画	25	27	2	人事異動による増
	税務	5	4	△1	人事異動による減
	民生	15	14	△1	人事異動による減
	衛生	6	7	1	人事異動による増
	農林水産	13	11	△2	人事異動による減
	商工	7	7	0	
	土木	6	5	△1	人事異動による減
	計	79	77	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 144.89 人)
	教育部門	17	21	4	人事異動による増
消防部門					
小 計	96	98	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 161.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 172.72 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	5	5	0	
	小 計	11	11	0	
合 計	107	109	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 179.10 人	
		[148]	[148]	[0]	

- (注) 1 職員数は地方公共団体定員管理調査における職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	9人	10人	10人	8人	12人	9人	20人	13人	10人	4人	109人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		83	81	80	78	79	77	△6(△7.2%)
教育		13	13	12	13	17	21	8(61.5%)
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計		96	94	92	91	96	98	2(2.08%)
公営企業等会計		10	9	10	11	11	11	1(10%)
計		106	103	102	102	107	109	3(2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況 …地方公営企業法の一部適用